

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その5）

○2月20日、豪州政府は、新型コロナウイルスの水際対策措置を2月22日から更に1週間延長すると発表しました。

中国本土に立ち寄った外国人（豪州永住者を除く）は、中国本土を出国または通過した時点から14日間は豪州に入国できません。

豪州国民、永住者及びその家族（配偶者等）はこの対象外です。

○引き続き、在留邦人の皆様、オーストラリアに滞在する方、またはこれから渡航を予定されている方は、感染するリスクがあることを認識し、関係機関の情報入手に努めてください。また、手洗・うがいの励行と共に熱・咳等感染が疑われる場合、医療機関に問合せの上、その指示に従ってください。

○豪州政府の発表のメディアリリース

<https://cutt.ly/xr1IK4j>

<参考情報>

○豪連邦保健省HP

<https://www.health.gov.au/news/coronavirus-update-at-a-glance>

○WA保健省HP

https://ww2.health.wa.gov.au/Articles/A_E/Coronavirus

○外務省HP（感染症危険情報等）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0

○厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

(連絡先)

在パース日本国総領事館

電話：+61-8-9480-1800

ホームページ：<http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>